

自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域
の指定に関する補足資料

平成23年1月

大垣市

目 次

- . 自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定について・・・P.3
- . 移動する自転車の保管場所及び保管料について・・・・・・・・・・・・・・・・P.4

．自転車等放置禁止区域及び自転車等放置整理区域の指定について

1．今までにいただいた区域指定に関する主なご意見

- ・ 中心市街地の買い物等の利用者に配慮してもらいたい。
- ・ 必要以上に指定せず、現在放置されている場所を中心にしてもらいたい。
- ・ 自転車駐車を有料化することによって、施設周辺の道路上に放置されることが予想されるため、その場合は直ちに移動してもらいたい。
- ・ 大垣駅周辺の道路上に自転車等を駐車できないようにし、駅周辺をきれいにしてもらいたい。
- ・ 施設管理や放置自転車に関わる職員教育を徹底し、自転車駐車環境をよくしてもらいたい。
- ・ 大垣市の特徴を出してもらいたい。

2．方針

放置整理区域の設置

大半の自治体では、放置禁止区域のみ指定しており、放置された自転車を直ちに移動することができるとしていますが、本市では、一定時間（2時間）経過後に移動することができる放置整理区域も指定します。（東海4県では、岐阜市・静岡市のみ）

指定範囲

大垣駅を中心とした概ね300mの範囲を基本としますが、現在路上駐車が観測されている場所を中心とします。（なお、必要に応じ、当協議会の意見を聴き、指定区域の変更や解除を行います。）

3．放置禁止区域及び放置整理区域の指定

放置禁止区域は、別図に示した「赤色」の区域を指定します。

大垣駅北側は、北口広場のほか、駅北自転車駐車場や県道大垣大野線（南北）・市道林91号線（東西）を中心に、放置禁止区域とします。

大垣駅南側は、南口広場のほか、駅西自転車駐車場周辺を放置禁止区域とします。

放置整理区域は、別図に示した「黄色」の区域を指定します。

大垣駅北側は、放置整理区域を指定しません。

大垣駅南側は、県道大垣停車場線（南北）や市道高屋桧1号線・高屋藤江1号線（東西）を中心に、放置整理区域とします。

・移動する自転車の保管場所及び保管料について

1．移動する自転車の保管場所

現在建設中の大垣駅北自転車駐車場の供用開始に伴い、既設の大垣駅北自転車駐車場（水門川以東）を廃止し、当該場所を「林町自転車保管所」とします。

2．保管料

移動・保管した自転車を返還する場合、条例第17条に基づき、保管料を徴収（自転車1,000円、原動機付自転車2,000円）します。

なお、保管所の改修期間（概ね3か月間）は、既存の自転車保管所（割田地内）に保管するため、当該期間における保管料は免除します。